

お客さま交付用

電子交付 WEB サービス利用規定

第1条（規定の趣旨）

本規定は、株式会社三十三銀行（以下「当行」といいます）が、投資信託の各種報告書・ご案内を書面（郵送）に代えて、当該書面に記載すべき事項について、電子情報処理組織を利用する方法（以下「電磁的方法」といいます）により提供するサービス（以下「電子交付 WEB サービス」といいます）をご利用頂くにあたって必要となる事項を定めたものです。お客さまが当行において投資信託口座を開設された場合、当行は、お客さまに対して金融商品取引法その他関係法令に基づき交付が義務付けられている書面を、原則として電子交付 WEB サービスを通じて提供いたします。

第2条（電子交付書面）

お客さまが、本規定により電子交付 WEB サービスを利用できる書面（以下「電子交付書面」といいます）は、金融商品取引法等に定められている交付すべき書面および当行が提供するその他の報告書等になります。

ただし、以下の書類は除きます。

- ① 投資信託口座開設のご案内
- ② 非課税口座開設承認不可のお知らせ
- ③ 上場株式配当等の支払通知書
- ④ 變更通知書
- ⑤ 未成年者口座お預かり残高のお知らせ
- ⑥ 未成年者口座お預かり残高のお知らせ兼払出制限解除のお知らせ

第3条（電磁的方法による交付方法）

本規定により、当行が行う電子交付 WEB サービスとは、電子交付書面をインターネット上で、お客さまの閲覧に供する方法（「金融商品取引業等に関する内閣府令」第56条第1項第1号ハの方法）により、提供するサービスです。

第4条（電子交付 WEB サービスの申込）

- (1) お客さまは、本規定を承諾の上、投資信託口座の開設と同時に本サービスが自動的に適用されるものとし、お客さまはこれに同意の上で、口座を開設するものとします。また、既に投資信託口座を開設済のお客さまにつきましても同様に適用されます。その際、第2条の電子交付書面についても申し込まれたものとし、書面ごとに電子交付か郵送による交付かを選択することはできません。また本サービスは、お客さまの申し出によりいつでも解除して頂けます。
- (2) 当行は、対象となる電子交付書面を任意に追加または削除できるものとし、その場合は、事前に当行ホームページ等で公表するものとします。

第5条（電子交付 WEB サービスの留意点）

当行は、電子交付 WEB サービスの提供にあたり、次のとおり取扱うものとします。

- ① 当行は、お客さまが端末を使用して電子交付書面を紙媒体で出力できるように、インターネット上で閲覧に供します。また、お客さまの端末上に電子交付書面を保存することも可能です。
- ② 電子交付書面は Acrobat Reader により閲覧できる PDF ファイルとします。当行は、お客さまが、電子交付書面を閲覧するために必要な情報（リンク等）をインターネット上に記録するものとします。
- ③ お客さまは、電子交付 WEB サービスを利用するに必要な OS 等をお客さまの端末にご用意いただく必要があります。
- ④ 当行は電子交付 WEB サービスのすべてもしくは一部が著しく困難となった場合、電子交付書面の提供に代えて、紙媒体にて郵送により交付するものとします。

⑤当行は以下による場合を除き、電子交付書面について、お客さまの閲覧に供した日以後5年間、インターネット上で閲覧に供するものとします。

当行が当該電子交付書面に代えて、紙媒体により交付を行った場合

当行がお客さまの承諾を得たうえで、他の電磁的方法等により当該電子交付書面の交付を行った場合

(6) 当行は、お客さまにあらかじめ通知のうえ、当行または当行が契約しているデータセンター等が、定期または不定期に行うメンテナンスのために電子交付 WEB サービスが一時的にご利用できない場合があります。

第6条（解 約）

当行は、次に掲げるいずれかに該当する場合には、電子交付 WEB サービスを解約するものとします。

(1) お客さまが当行窓口にて、郵送希望を申し出た場合

(2) 次に掲げるいずれかの事由またはその他のやむを得ない事由により、当行が電子交付 WEB サービスの解約を申し出した場合

① 当行の投資信託振替決済口座管理約款等に照らし、お客さまによる電子交付 WEB サービスのご利用が不適当であると当行が判断した場合

② お客さまが当行への届出事項等につき虚偽の届出を行っていたことが判明した場合

③ お客さまが本規定に違反した場合

④ お客さまが電子交付による記載事項の閲覧ができない状況であると当行が判断した場合

⑤ 上記のほか、お客さまによる電子交付サービスの利用が不適当であると当行が判断した場合

(3) 当行が電子交付 WEB サービスを終了した場合

第7条（免責事項）

次に掲げる項については、当行はその責任を負いません。

(1) 第4条第2項に定める電子交付書面の加除により生じた損害

(2) 第5条（4）の紙媒体による交付を行ったことにより生じた損害（当行に重大な過失がある場合を除く）

(3) 第5条（6）のメンテナンスのために、電子交付 WEB サービスが一時的にご利用できることにより生じた損害

(4) 第6条に定める電子交付 WEB サービスの解約により生じた損害

(5) 端末機、通信回線、コンピューター等の障害による電子交付 WEB サービスの伝達遅延、不能等により生じた損害（当行に重大な過失がある場合を除く）

第8条（他の規定・約款との関係）

本規定に定めのない事項については、「投資信託振替決済口座管理約款」等お客さまに適用される他の規定・約款により取扱います。

第9条（本規定の変更）

- 法令の変更、監督官庁の指示、社会経済情勢の変動、その他電子交付 WEB サービスを提供していくうえで当行が必要と判断したときには、本規定を変更することがあります。
- 前項に基づき本規定を変更した場合、当行は、変更内容をお客さまへご通知または当行ホームページ等にて公表します。なお、変更の内容が、お客さまの従来の権利を制限する若しくはお客さまに新たな義務を課すものであるときは、その変更事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、規定の変更にご同意いただいたものとして取扱います。

以上

（2025年12月）